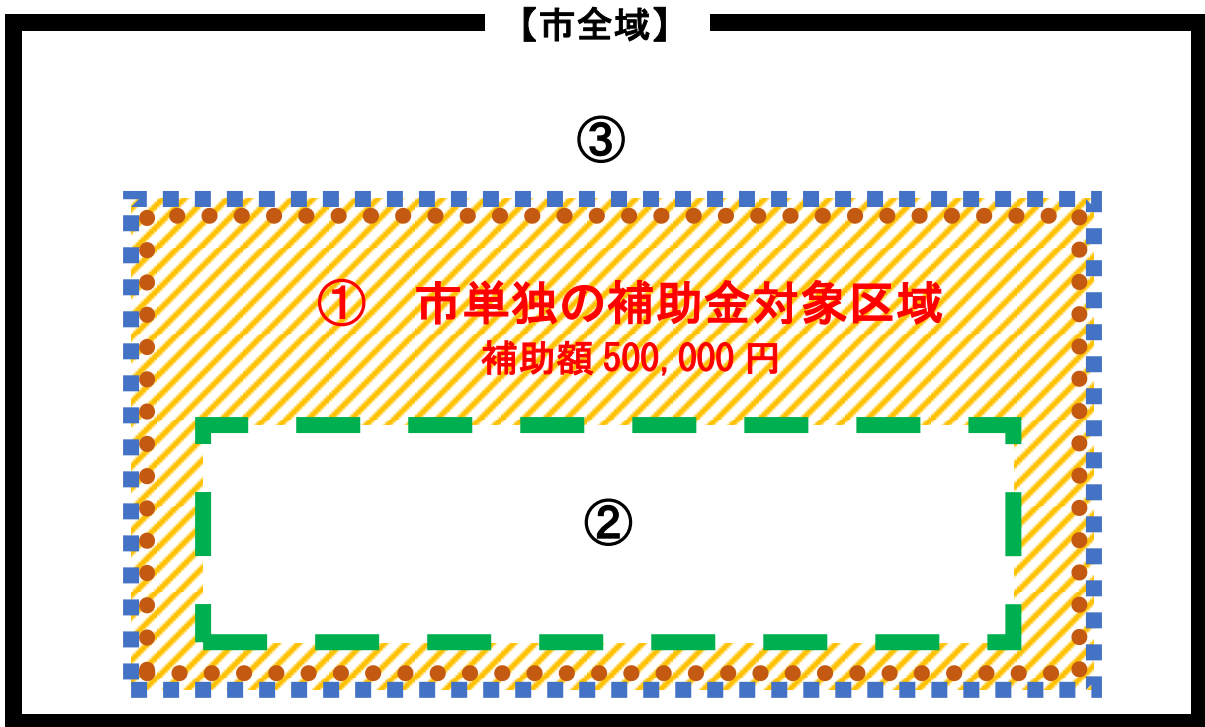


【合併処理浄化槽の補助金イメージ図】



凡例



公共下水道の事業計画区域（予定処理区域）だが、公共下水道が整備されていないため公共下水道に接続できない区域

⇒ 市単独の補助金の対象区域（今回補助拡充対象）

②

公共下水道に接続できる区域

⇒補助金の対象外区域

③

公共下水道の事業計画区域外のため、公共下水道に接続できない区域
（主に市街化調整区域）

⇒国・県の補助金を活用した補助金の対象区域



（県計画）流域下水道事業計画区域

下水道法第25条の1第1項の事業計画に定められた予定処理区域



（市計画）市の事業計画区域

下水道法第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域



（市計画）市の事業計画区域のうち下水道供用開始区域

下水道法第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域のうち下水道供用開始区域（公共下水道による処理を開始した区域）